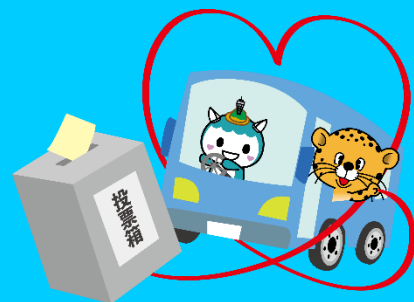


介護保険を利用した 投票所への外出介助を 活用しよう！



●訪問介護の通院・外出介助が算定できる場合とは

目的地（病院等）に行くための居宅での準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合

㊦通院・外出の目的が次のいずれも満たす必要があります。

- （１）利用者の日常生活上・社会生活上のために必要であること
- （２）利用者自身が外出する必要があり、他者の外出ではその目的を達成できない外出であること

※生活に必須ではない場所への外出や、
趣味や娯楽など不要不急の目的での外出は該当しません。

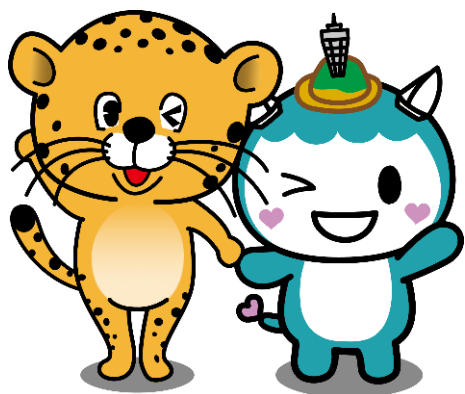


●選挙の投票時に外出介助を算定できる場合とは

適切なアセスメントにより、ケアプランに明確に位置付けられている場合

㊦次のいずれも満たす必要があります。

- （１）日常生活を営む上で移動介助が必要であること
- （２）選挙の投票所への移動介助を希望していること



正しく理解して、算定可否の
判断にお役立てください。

参考：市 HP 集団指導講習会 URL

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/syudanshidou/r010820syudanshidou.html>